

經濟論叢

第117卷 第5・6号

哀 辞

故岸本英太郎教授遺影および原稿

社会・技術システム論の発展と

作業組織の再編成……………赤 岡 功 1

合衆国の大規模農場経営の位置と

その階級性格(1)……………中 野 一 新 20

日本帝国主義下の中国北部占領地域開発の

「統合調整」と北支那開発株式会社……………鈴 木 茂 46

価値と分配について……………岡 本 義 行 72

「不変資本充用上の節約」の位置と構成……………吉 田 文 和 92

ホップズ社会哲学形成史における「歴史」の意味……………田 中 秀 夫 112

記 事

岸本教授逝く

追憶談(渡部 徹・向井喜典・長谷川雅哉)

故岸本英太郎教授略歴・著作目録

昭和51年5・6月

京 都 大 学 經 濟 學 會

日本帝国主義下の中国北部占領地域開発の

「統合調整」と北支那開発株式会社

—戦時日本の対中国投資と政府出資法人(2)—

鈴木 茂

はじめに

小論の課題は、北支那開発株式会社を中軸とする日本帝国主義下の中国北部占領地域開発の「統合調整」と金融資本の市場・資源独占との関係を考察することである。当該地域に於いては、占領初期から軍に接収された民族系の主要工場・鉱山は軍の管轄下に臨時的措置として満鉄・興中公司及び財閥系諸企業に委託管理され（軍管理工場と称す）¹⁾、北支那開発（株）設立後は本社の子会社に再編成されていった。日本金融資本の当該地域への進出、市場・資源の独占は、軍管理工場が北支那開発（株）の子会社に再編成される過程の検討を通じて解明し得ると言えよう。

北支那開発（株）は政府出資の特殊法人であり（政府出資法人と称す）、本社を通じて政府支配下の資金が出資や融資さらには信用保証の形態で運用されたものであり、日本帝国主義下の植民地・占領地域に対する財政投融資の代表的なものである²⁾。本社を媒介とする財政投融資が日本金融資本の当該地域に対する投資や市場・資源独占の形成にどのような役割を果たしたかを検討することは、日本帝国主義の植民地・占領地域支配に於ける「国家資本」の役割を解明する

1) 拙稿「日本帝国主義下の中国に於ける軍管理工場と資源独占」『経済論叢』第116巻第1・2号、1975年7・8月。

2) 政府出資法人を媒介とする戦前日本の財政投融資については拙稿「戦時日本の財政投融資機構と政府出資法人」『経済論叢』第113巻第2・3号、1974年2・3月、「戦時財政投融資機構と財閥金融資本」同第113巻第6号、1974年6月。

うえできわめて重要な意義を有するだけでなく、現代財政投融资の国際的諸関係³⁾を解明するうえで貴重な示唆を与えるものと考えられる。

従来から日本帝国主義の植民地・占領地域支配は「国家資本」を中軸に据えて展開されたことが指摘され、その根拠は日本帝国主義の半封建的構造・日本金融資本の脆弱性に求められてきた⁴⁾。日本帝国主義の半封建的構造が植民地・占領地域支配をいかに規定し、また、その反作用をいかに受けていたかを体系的に解明することが日本帝国主義研究の中心的課題であり⁵⁾、このような視角からの「国家資本」の分析はさらに継承・発展させられる必要がある。しかしながら、従来の研究は金融資本の脆弱性と国家の巨大な財政・金融力を一般的に前提し、後者による前者の補完や投資保証の側面のみを重視する傾向がみられる⁶⁾。「国家資本」が戦時財政危機の下における政府資金の運用の一形態であることや金融資本相互の独占的競争、植民地・占領地域投資の特殊性等が

- 3) 財政投融资の国際的諸関係を解明しようとするものとしては、アメリカの対日経済・財政管理と財政投融资制度の形成過程を実証的に分析した柳ヶ瀬孝三「占領下日本財政の『合理化』過程と財政投融资」『経済論叢』第108巻第1号、1971年7月、同「開銀・輸銀・資金運用部制度の形成とその役割」同第108巻第2号、1971年8月、同「戦後アメリカの対日管理形態の変化と財政投融资」『経済学』（愛媛大学）第6号、1973年がある。小論は柳ヶ瀬氏の業績に多大の示唆を受けた。
- 4) 日本帝国主義の植民地支配を構造的に分析した井上晴久・宇佐美誠次郎両氏は「日本資本主義の半封建的構造は、産業の低位性にもかかわらずふつりあいな軍需産業の龐大さ、銀行資本の肥大さを規定し、この転倒性は国家資本の比重を大ならしめたのであるが、このことが植民地侵略において国家資本を前面におし出した」（『危機における日本資本主義の構造』岩波書店、1951年12月、70ページ）、と指摘される。
- 5) 浅田喬二「日本植民史研究の現状と問題点」『歴史評論』第300号、1975年4月、178-79ページ。
- 6) 政府出資法人に関する先駆的業績を残されている藤田武夫氏は「戦局の拡大に伴う龐大な戦争消耗と国内物資の欠乏、輸入の杜絶による資材の甚しい欠乏を補給するために、満州・北支・中支および南洋等にわたるいわゆる東亜共栄圏の樹立が急がれた。しかし、これらの未開発地域の開発は容易な事業でなく、到底民間資本の方でよくこれを行おうものではなかった。かくて、政府は外地における資源開発と軍の戦争遂行のために、満州・北支・中支・南洋等に特殊法人を設立し、これに巨額の国家資金を投下した。」「戦時下の国家投資」『立教経済学研究』第12巻第2号、1958年11月、101ページ、傍点—引用者）と、指摘される。また、「日本帝国主義の華北占領政策」の展開過程を解明する画期的業績を発表された小林英夫氏は「〔北支那開発（株）の設立によって—引用者〕今や二重・三重の政府保証が得られるや、独占資本は自己の企業群の軍事的再編の不可欠の一環として華北資源のとりこみを開始するのである。」「日本帝国主義の華北占領政策」『日本史研究』第146号、1974年10月、18ページ、傍点—引用者）と、指摘される。

必ずしも十分に考慮されていないように思われる。

日本金融資本が中国北部占領地域に本格的に投資を開始するには、軍事的支配体制の確立や政府による投資保証だけでなく、次のような諸条件が整備されることが必要であった。第一は、列国政府・資本との間で市場・資源の分割の再調整や列国政府・資本の既存投資資産・利権等の譲渡・買収契約が成立することである。第二は、日本金融資本による市場・資源の独占、営業の自由、現地企業に対する経営参加等を現地政府・民族資本に承諾させることである。第三は、日本金融資本相互の市場・資源分割の調整が行われることである。第四は、とくに1930年代後半以降深刻化する資金・資材・労働力の全般的不足の下では、それらの動員と割当の調整の体制が整備されることである。第一の対列強政府・資本工作は太平洋戦争への突入により後景に退き、北支那開発(株)は対民族政府・資本工作、日本金融資本相互の利害対立の調整、資金・資材・労働力の動員と割当の調整を主要な課題としていた。以下では、まず第Ⅰ節で北支那開発(株)及び興亜院を中軸とする投資・統制機構の確立、第Ⅱ節では石炭開発計画に於ける「一業一社主義」から「一業数社主義」への転換、第Ⅲ節では石炭の開発担当者の選別とブロックの割当及び石炭販売会社設立問題を検討し、金融資本相互の市場・資源独占をめぐる利害対立が北支那開発(株)によりいかに「統合調整」されたかを中心に考察したい。

Ⅰ 北支那開発(株)・興亜院と投資・統制機構の確立

中国北部占領地域の開発は「日本の生産力拡充に必要な資源の獲得と必要程度の加工を目標とし、……日満ブロックの資源的欠陥を充足する」⁷⁾ことを最大の任務とした。軍事的要請に即応した開発は、次のような当該地域開発の特殊性から、資本主義的無政府的開発では実現することができず、開発の「統合調整」が不可欠であった。(1)緊急開発の為に「成るべく広く日満支の関係業者

7) 満鉄調査部編「北支那産業開発計画資料(総括の部)」依田憲家編『日中戦争史資料』河出書房新社、第4巻、1975年3月、300ページ。

を参加」⁸⁾させる方針であったが、このことは市場・資源独占をめぐる資本相互の利害対立を必然的に激化させ、「企業の濫立、企業相互間の無用の摩擦に依る資本の濫費」⁹⁾を惹き起さざるを得ない。(2)開発は未開発地域・鉱区を対象として行われるのではなく、軍管理工場を現実的基盤とする掠奪的開発であり、軍管理工場割当の再調整が不可欠である。(3)物資の現地徴発、占領体制の確立・維持の為に民族資本家の買弁資本家への組織化が要請され、軍管理工場の返還と日本資本の経営参加との調整問題が発生せざるを得ない¹⁰⁾。(4)鉄道は軍事的支配・資源開発の中核をなすが、中国の鉄道の大半はイギリスをはじめとする列国諸資本の借款によって建設されたものであり¹¹⁾、列国諸資本の投資資産・権益の保証あるいは譲渡・買収問題¹²⁾が発生せざるを得ない。(5)資金・資材・労働力の全般的不足の下では、交通・通信・送電等のいわゆる「社会资本」及び資源開発部門に資金・資材・労働力の重点的配分が不可避の課題となる。(6)開発は軍事的行動と同時併行的に行われ、物資・労働力の重点的配分や

8) 同上、332ページ。

9) 同上、301ページ。

10) 軍管理工場の解除・原所有者への返還は3次にわたって行われ、ほぼ完了した(第一次1941年7月7日発表、40工場、第二次42年3月30日発表、14工場、第三次43年2月8日発表、59工場、115工場中計113工場解除)。とくに第三次解除では、従来制限されていた造船・鉄鉱・炭鉱・化学工業等の軍需工場が解除され、占領地域以外の地域に居住する原所有者にも返還請求権を認め(『満州経済』康徳10(1943)年4月1日、28-30ページ)、抗日戦線の分析・懐柔策の一つとして民族資本家の買弁資本家への組織化が図られた。もちろん、返還とは言っても、接收中の投資を口実に日中合併会社への編成替えを強制するものであり、掠奪を合法的形態で継続することを図るものである。

11) 1936年末の列国の対中国鉄道借款残高は東亜研究所の調査によると元利合わせて5091万9千ポンドに達し、その内訳は次の通りである。イギリス1676万7千ポンド、32.9%、ドイツ1111万5千ポンド、21.8%、ベルギー786万6千ポンド、15.5%、フランス496万ポンド、9.8%、オランダ404万1千ポンド、7.9%、日本370万7千ポンド、7.3%、アメリカ246万3千ポンド、4.8%(東亜研究所『日本の対支投資』、1942年8月、516ページ、同『列国の対支投資』(中)、1943年3月、885ページ)。同じ時期、日本は列国の対中国投資全体の4分の1近くを占めていた(東亜研究所『列国対支投資と支那国際収支』、1941年10月、76ページ)ことを考慮すれば、日本の鉄道部門に対する投資はきわめて貧弱であったことが解る。

12) 「外国権益に対しては急激な改変を加ふることなく寧ろ之と協調し平和的交渉に依り漸次之を譲受くる」ことを基本方針とし(満鉄調査部編、前掲書、301ページ)、鉄道に関しては「外国借款の錯綜せるに鑑み、其の所有権は支那政府に属しむるも管理及運営権は之を我方に掌握」し、「外国借款及利権は政府をして債権者と交渉整理せしめ鉄道益金より之を支弁する」方針であった(同上、303ページ)。

資源の掠奪は治安体制の維持と調和しうるように配慮されなければならない。このような諸問題の「統合調整」機構は北支那開発(株)と興亜院を中軸とする投資・統制機構として確立した。まず、北支那開発(株)から検討したい。

北支那開発(株)は「北支那ニ於ケル経済開発ヲ促進シ其ノ統合調整ヲ図」(同社法第一条)ることを目的として1938年11月に設立され、次の統制諸事業に対する投資または融資を行う(同第十四条)。

- 一 交通・運輸及港湾ニ関スル事業
- 二 通信ニ関スル事業
- 三 発送電ニ関スル事業
- 四 鉱産ニ関スル事業
- 五 塩ノ製造販売及利用ニ関スル事業
- 六 前各号ノ外北支那ニ於ケル経済開発ヲ促進スル為特ニ統合調整ヲ必要トスル事業

本社はこれらの事業を直接経営せず、各事業毎に設立された子会社が経営を担当した。当初計画では、子会社の設立は「一業一社主義」を原則とし、それに「日満支の関係業者」を総動員する方針であったが、後に「一業数社主義」に転換された。北支那開発(株)による開発の「統合調整」の為、次のような措置が取られた。

第一は、北支那開発(株)に統制事業の営業権・重要軍管理工場が集中されたことである。当該地域の開発は軍が接収した民族系の主要工場・鉱山、交通・通信・発送電等の諸施設を基盤として行われた。これらの軍管理工場は1937年末から1938年初めにかけて満鉄・興中公司・財閥系諸企業に委託管理されていたが、北支那開発(株)設立後は本社の子会社として再編成される予定であった。とりわけ重要軍需資源は「既存鉱山に関しては買鉱権の獲得、株式の買収・技術員の派遣等に依り、漸次之を日本側総合機関(北支那開発(株)として実現一引用者)の支配下に編入する如く処置」し、「未開発鉱山に関しては鉱業権を一括総合機関に確保」¹³⁾する計画であった。また、資源開発には交通・通

13) 同上, 301ページ。

信・発送電等の膨大な資金の固定化を要する「社会資本」の整備が不可欠であるが、北支那開発(株)は各々の営業の独占権を与えた華北交通(株)(1945年3月末現在公称資本金4億円)・華北電信電話(株)(同1億円)・華北電業(株)(同3億5百万円)を通じて本社傘下の子会社が開発する地域に交通・通信手段や電力を優先的に整備・供給し、開発を促進したのである。逆に、それ以外の地域は「社会資本」の整備が抑制され、開発が制限された。

第二は、資材や労働力の割当の調整である。当該地域の開発を進めるうえで当初から懸念されていたことは所要資材・労働力の調達である¹⁴⁾。満州事変以降の中国東北部の植民地化は、資源の対日供給どころか逆に開発所要資材の対日依存を強め、日本経済の軍事化と景気回復とが結合して資材不足・インフレを惹き起し、産業・金融・貿易の全面的な戦時統制経済に移行していったことは周知の通りである¹⁵⁾。北支那開発(株)の主要業務の一つは「子会社の主要なる所要器材の……調達斡旋」¹⁶⁾であった。また、資材・機械不足は労働力の大量投入による補完を余儀なくされ、現地住民の徴用を強化するが、それは食糧増産の為の農業労働力の確保・東北部の北部労働力に対する需要の増大と競合するに至る。1941年7月には本社を中心として華北勞工協会(資本金40万円)が設立され、労働力の両部門・地域への割当の調整、募集の「効率化」が図られるのである¹⁷⁾。

第三は、北支那開発(株)を中心として既存の対中国投資機構が再編成され、政府及び民間資金が本社を媒介として集中的に動員・配分されるようになったことである。本社設立以前の対中国投資機関を大きく分けると、(1)満鉄及び興中公司・東洋拓殖(株)等の特殊会社、(2)日本興業・横浜正金・朝鮮・台湾銀行等の特殊銀行、(3)東亜興業(株)・中日実業(株)・山東鉱業(株)等の共同投

14) 同上, 364ページ。

15) 日本銀行調査局『満州事変以後の財政金融史』, 1948年11月, 171-91ページ, 井上晴丸・宇佐美誠次郎, 前掲書, 62-63ページ。

16) 満鉄調査部編, 前掲書, 319ページ。

17) 小林英夫, 前掲論文, 26-27ページ。

資会社、(4)個々の民間資本に分けることができる¹⁸⁾が、これらの投資機関を総合的に調整する機関は存在しなかった。また、1936年末から1938年末に至る日本の対中国投資(東北部を除く)は直接投資が急増したが、商業・金融及び零細な製造業を中心とするものであり、「社会資本」・鉱業部門への投資は微々たるものであった¹⁹⁾。重要軍需資源の開発とそれに不可欠の「社会資本」部門に重点的に投資する為には、従来の対中国投資機構の再編成が緊急の課題であったことが解る。

中国北部占領地域に対する投資は北支那開発(株)を中軸とするものに統合されたが、その意義は次の3点に要約できよう。

(1)「国家資本」と主要財閥を一体とした総合的な投資機関が形成されたことである。

設立当初の本社の公称資本金は3億5千万円、そのうち政府は半額出資し、主要財閥もほぼ各々の力に応じて一斉に資本参加した(第1表参照)²⁰⁾。但し、政府出資の大半は占領地域に於いて接収した鉄道諸施設等の現物出資であり、現金出資分は僅かである²¹⁾。なお、民間株には配当優先権(年6分)が付与され、収益が民間株に対する6分配当を行うまでに達しない場合には配当補給金の付

第1表 北支那開発(株)の
資本系列別持株率

資本系列	持株数	持株率
住友系	230,980株	3.29%
三井系	216,300	3.09
三菱系	94,100	1.34
日産系	44,150	0.63
山口系	40,500	0.57
安田系	36,450	0.52
大倉系	30,370	0.43
根津系	23,650	0.33
野口系	17,060	0.24
森系	10,000	0.14
大川系	4,550	0.06
渋沢系	3,400	0.04
浅野系	2,500	0.03
野村系	700	0.00
小計	754,710	10.78
総計	7,000,000	100.00

樋口弘『計画経済と日本財閥』166-68ページより作成。

18) 樋口弘『日本の対支投資研究』生活社、1939年5月。

19) 前掲拙稿「日本帝国主義下の中国に於ける軍管理工場と資源独占」、58ページ。

20) 株式の割当は北支那開発(株)法成立後(1938年4月28日、法律第81号)、財界有力者を網羅した設立委員会(委員長郷誠之助)によって調整された(東洋経済新報社編『日本経済年報』第32輯、49ページ)。

21) 1945年3月末現在、政府払込額2億54百万円のうち2億28百万円、約90%が現地で軍に接収された鉄道諸施設である(閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』、1954年3月、319ページ)。

与により配当が保証され(同社法第二十八,二十九条), 敗戦までの補給金総額は7926万8千円に達した²²⁾。

(2)国家の財政・金融力と財閥系金融機関及び特殊銀行の金融力とが本社を媒介として結合されたことである。本社は所要資金の大半を社債・借入金を通じた外部資金の調達に依存していたが(1945年3月末現在外部資金調達残高50億59百万円, うち払込資本金3億12百万円, 5.9%, 社債金21億3千万円, 40.1%, 借入金28億72百万円, 54.0%)²³⁾, それは政府の信用保証と財閥系金融機関・特殊銀行からなる協調融資団の結成によって可能となったのである。協調融資団は日本興業(幹事)・横浜正金・朝鮮・台湾・第一・三井・三菱・安田・住友・三和・第百・野村・東海・神戸の各銀行, 三井・三菱・安田・住友の各信託会社を中心として構成されていた²⁴⁾。例えば, 同じメンバーからなる社債引受シンジケート団は本社の社債発行総額22億32百万円の約90%, 19億95百万円を独占的に引受けていた²⁵⁾。しかも, 北支開発債券の発行限度は払込資本金の5倍(1944年2月以降10倍)まで認められ, 元利支払は政府の保証が与えられていたのである(同社法第十五, 十七条)。

(3)第二の意義とも関連するが, 巨額の大衆零細資金を集積していた大蔵省預金部資金が本社を通じて中国北部占領地域に再び本格的に投資されるようになったことである。西原借款に代表される不良融資を契機とする大正14年の改組によって, 預金部資金の運用は国債・地方債の引受・応募等の公共・安全性の高いものに限定され, 対外投資資金としての運用は大幅に制限されるに至った²⁶⁾。しかし, 本社の発行する北支開発債券は「預金部資金運用規則」第一条第三号規定(「特別ノ法令ニヨリ設立セラレタル会社ノ発行ニ係ル社債又ハ産業債券」)に合致し, 預金部資金の当該地域に対する投資が本社を通じて本格的に再開さ

22) 大蔵省『昭和財政史』第12巻, 1962年3月, 附録統計表第10表。

23) 閉鎖機関整理委員会編, 前掲書, 319ページ。

24) 東京銀行集会所調査課『戦時下金融の諸問題』, 1942年4月, 96-7ページ。

25) 日本興業銀行『社債一覽』, 1970年3月, 154-57ページ。

26) 宮本憲一「大蔵省預金部改革前後」『経済論叢』第113巻第1号, 1974年1月。

れるようになったのである。1944年3月末現在、預金部の北支開発債券の保有残高は6億36百万円にのぼり、同債券発行残高21億3千万円の約30%を占めていた。これに貸付金を合わせると、預金部の本社に対する融資総額は約8億円に達していた²⁷⁾。

北支那開発(株)を中軸とする投資機構は、戦時財政危機の下で政府資金を出資・融資及び信用保証の形態で運用し、財閥系金融機関・特殊銀行の金融力を梃子に「効率的」に民間資金を動員するものであるが、財閥はこのような投資機構の中核的地位を占めるに至ったことが明らかであろう²⁸⁾。

次に、興亜院について検討したい。興亜院は外交を除く中国本土占領にかかわる戦略的基本方針の決定及び関係諸機関の連絡調整を目的として1938年12月に設置された。興亜院の業務は次の通りである(興亜院官制第一条)。

- 一 支那事変ニ於テ処理ヲ要スル政治、経済及ビ文化ニ関スル事務
- 二 前号ニ掲グル事項ニ関スル諸政策ノ樹立ニ関スル事務
- 三 支那ニ於テ事業ヲナスヲ目的トシテ特別ノ法律ニ依リ設立セラレタル会社ノ業務ノ監督及ビ支那ニ於テ事業ヲナス者ノ支那ニ於ケル事務ノ統制ニ関スル事務
- 四 各号ノ支那ニ関スル行政事務ノ統一保持ニ関スル事務

第三号に規定されているように、興亜院は北支那開発(株)の直接の監督機関であり、東京本社²⁹⁾の監督は経済部第二課が担当した。また、北京には「支那派遣軍」特務部の業務を吸収した華北連絡部が置かれ²⁹⁾、現地で事実上の本社業務を行う北京支社の監督を担当した。興亜院設置以前には統一的な独自の監督統制機関がなく、中央には企画院・参謀本部・陸軍省、現地には「支那派遣軍」特務部があり、これら複数の機関が占領地域経済の管理・統制に関与して

27) 日本興業銀行、前掲書、154-57ページ、大蔵省、前掲書、附録統計表第1表より計算。なお、預金部の北支開発債券の直接引受け分は1485万円であり、残り6億2千万円はシ団メンバーから買入れたものである。預金部資金の北支那開発(株)に対する融資はシ団の金融力を同時に補完していたと言える。

28) 資金源を社債・借入金を通じた外部資金に全面的に依存している為に、金融資本の支配力は協調融資団を媒介として強力に貫徹せざるを得ない(野田経済研究所『戦時下の国策会社』、1940年5月、55ページ)。

29) 東亜同文会『第二回新支那現勢要覧』昭和15年版、1940年1月、91-2ページ。

いたのである。

興亜院の設置によって統一的な監督・統制機構が形式的に確立するだけでなく、実質的にも確立した。興亜院には「対支政策樹立上の最高諮問機関」として興亜委員会が設けられ、同委員及び幹事として軍部・官僚及び財界の代表者が参加したのである。「興亜委員会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ、興亜院総裁ノ諮問ニ応ジテ興亜院ノ権限ニ属スル事務中重要事項ヲ調査審議ス、興亜委員会ハ前項ニ関シ興亜院総裁ニ建議スルコトヲ得」(同官制第一条)。興亜委員会委員は企画院次長・対滿事務局長・興亜院総務長官・興亜院連絡部各長官・外務次官・大蔵次官・陸軍次官・海軍次官等の関係諸機関の代表者の他に、郷誠之助・池田成淋・小倉正恒等の財界の代表者によって構成されていた。また、同委員会幹事として浜竜馬(三井合名)・太田文雄(東洋モスリン)・大島堅造(三井合名)・田中完三(三菱商事)・長岡 徳治(三菱合資)・向井先晴(三井物産)・藤山愛一郎(大日本製糖)・近藤鍬次(電気化学工業)・渋沢正雄(富士興業)が名を連ねていた³⁰⁾。興亜院の設置によって軍部・官僚・財界を三位一体とする中国北部占領地域開発の統制機関が形式的にも実質的にも確立したと言える。

北支那開発(株)は役員の人事・資金調達・投融資・利益金の処分・その他業務全般について興亜院の監督を受ける。とくに、本社の投融資は民間資本の投資と結合し、民間資本に対する営業権・軍管理工場の割当と表裏一体となっていた。民間資本の当該地域への進出や市場・資源の独占は、興亜院に於ける軍部・官僚・財閥の代表者の承認を得てはじめて可能となるのである。また、北支那開発(株)による市場・資源分割の「統合調整」が困難な場合には、興亜院が直接調整に乗り出してくるのである。

以上より、北支那開発(株)の設立と興亜院の設置によって中国北部占領地域開発の「統合調整」の為の一元的な投資・統制機構が確立するとともに、その中枢部を金融資本が掌握するに至ったことが明らかであろう。最後に、本社の投資の実績をみると、1945年3月末の現地資産総額は138億4千万円に達し、

30) 同上、93-4ページ。

第2表 北支那開発(株)の部門別投融資 (1945年3月末現在, 単位千円)

事業部門	投資		融資額	投融資額	割合
	子会社数	投資額			
交通・運輸及び港湾	6	244,805	1,551,977	1,796,782	48.2%
発送電	4	184,440	69,360	253,800	6.8
通信	1	21,975	73,200	95,175	2.6
炭業	11	153,594	516,612	670,206	18.0
鉄鉱	6	148,173	397,583	545,756	14.7
その他鉱業	6	33,839	35,580	69,419	1.9
化学	4	40,800	9,000	49,800	1.3
機械等	3	9,000	38,000	47,000	1.2
塩の製造・販売及び利用	2	20,250	61,000	81,250	2.2
その他	11	21,442	65,000	116,442	3.1
総計	54	908,318	2,817,312	3,725,630	100.0

閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』332-34ページより作成。

このうち現地徴発分が相当含まれていると考えられるが、当該地域に対する投資の大半が本社を通じて行われたと言えよう³¹⁾。主要業務である投融資の部門別実績を示せば第2表の通りである。交通・運輸及び港湾、炭鉱、鉄鉱部門に重点的に資金が配分され、本社設立以前には商業・金融部門や零細な製造業部門に投資が集中していたのと対照的である。上記のような一元的な投資・統制機構の確立を反映するものである。だが、当該地域の開発は金融資本を総動員して行われたが、そのことが金融資本相互の利害対立を激化させ、本社の投融資は計画通りには進まなかったのである。

II 「一業一社主義」から「一業教社主義」への転換

—石炭開発計画を中心に—

31) 資産総額は189億2千万円に達するが、そのうち国内店舗勘定が50億8千万円を占める。最大の勘定は貸金123億9千万円であり、それは当座借越(131億88百万円)により調達されている。これは短期資金を関係子会社に融資する為に現地金融機関から借入れたものと推測される。投融資以外では自営事業13億6百万円、命令事業10億35百万円が主なものである(閉鎖機関整理委員会編, 前掲書, 326-27ページ)。

本節では、金融資本の総動員とその為に深刻化する金融資本相互の利害対立及び統制経済下の「営業の自由」がいかにかに調整されたか、当該地域最大の基礎的エネルギー資源である石炭の開発計画を中心に検討したい。この問題は石炭を実際に開発する子会社の経営形態の「一業一社主義」から「一業数社主義」への転換に典型的に現われている。その前に、まず当該地域の開発計画を概観しておこう。

開発計画は1938年1月から現地に於いて「北支派遣軍」特務部と満鉄調査部によって立案作業が開始され、同5月上旬に現地第一次案が決定された後、現地・中央による合同審議が開始され、9月上旬に現地・中央一致案が最終的に決定された³²⁾。計画では「我国戦時体制の強化に必要な重要資源の開発補給に重点を置き」³³⁾、鉄鋼・石炭・液体燃料・礬土頁岩・塩を中心に開発する予定であった。開発期間は1938年度から41年度を第一期、42年度から46年度を第二期とし、第一・二期末の生産及び対日供給目標は第3表のように計画された(開発計画最終案の決定の関係上、第一期は1939年度から42年度に変更)。実際の開発は電力飢饉・石炭飢饉の顕在化に対応して石炭に最も重点が置かれ

第3表 北支主要資源開発及び対日供給計画 (単位千トン)

品 目	1938年度		1941年度		1946年度	
	生産量	対日輸出	生産量	対日輸出	生産量	対日輸出
石 炭	12,850	3,000	26,950	8,000	60,000	31,000
鉄 鋼 石	483	400	2,044	1,000	2,700	1,350
銃 鉄	68	—	700	369	870	421
礬土頁岩	17	17	134	92	407	362
塩	1,236	669	1,707	829	2,494	1,614
液体燃料	—	—	125	87.2	1,050	937.9

満鉄調査部編「北支那産業開発計画資料(総括の部)」『日中戦争史資料』第4巻、河出書房新社、288-89ページ。

32) 満鉄調査部編、前掲書、283-86ページ。

33) 同上、302ページ。

第4表 石炭の生産及び対日供給計画と実績 (単位千トン, %)

年 度	生 産 量			対 日 供 給		
	計 画	実 績	達 成 率	計 画	実 績	達 成 率
1938	12,850	10,001	77.8	3,000	—	—
39	15,150	14,090	93.0	4,000	2,250	81.2
40	19,700	18,354	93.1	5,000	4,774	95.4
41	26,950	24,173	89.6	8,000	4,794	59.9
42	33,950	25,110	73.9	12,000	5,097	42.4
43	43,450	22,140	50.9	18,000	3,715	20.6
44	48,900	20,060	41.0	23,000	2,215	9.6
計	200,950	133,928	66.6	70,000	23,845	34.0

同上, 288ページ, 桑野仁『戦時通貨工作史論』法政大学出版局, 67ページより作成。

第5表 北支開発4カ年資金計画(1939~42年度, 単位千円, %)

業種別	所要資金総額		北支那開発(株)負担分	
	金 額	割 合	金 額	割 合
交 通	891,233	63.6	400,000	63.7
通 信	46,271	3.3	15,750	2.5
発 送 電	88,530	6.3	40,000	6.4
鉄 鋼	229,868	16.4	106,000	16.9
炭 鉱	120,900	8.6	54,175	8.6
塩 業	24,871	1.8	12,000	1.9
計	1,401,673	100.0	627,925	100.0

満鉄調査部編, 前掲書, 320-23ページより作成。

た³⁴⁾が, 計画達成率は抗日戦線の反撃, 輸送力・資材・食糧及び労働力不足の一層の激化により1942年以降急速に低下する(第4表参照)。また, 計画を達成するために必要な資金量は第一期分(1939年度~42年度)として14億円余りが見積られ

34) 関西地区2府12県では石炭飢饉の為電力供給制限が1938年8月から実施され, 翌1月30日の第六次制限の結果供給総量は制限前の最高時の約40%に激減した(『東洋経済新報』, 1940年2月10日, 62ページ)。また, 「第二期北支産業五ヶ年計画要綱(1941年度から45年度)」では, 石炭増産の為に(1)單管理炭鉱の開放と「内地」炭鉱業者の積極的誘致, (2)日本国内の増産計画の一部振替え, (3)電力開発, (4)輸送力の整備等を推進する方針であった(『日滿支石炭時報』第3号, 1940年7月, 82-3ページ)。

た(第5表参照)。交通・通信・発送電等の「社会資本」、鉄・石炭・塩等の基礎資源の開発に資金を重点的に配分する計画であるが、このような資金配分は北支那開発(株)を中軸とする投資機構の確立によってはじめて可能となったことは言うまでもない。これらの「国防上重要な事業の所要資金は日滿両国に於いて政府並関係事業者をして之を調達せしむるを原則」³⁵⁾とし、本社は全体の約45%、残りを関係民間資本に調達させる予定であった。とくに、交通部門には所要資金の60%余の配分が予定され、占領体制の維持・重要軍需資源の開発及び対日供給の為の輸送力強化が重視されていたことが解る。交通の中核をなす鉄道の輸送力は第一期に251万キロトンから1013万キロトンへ4倍とする方針であった³⁶⁾が、鉄道網の復旧・整備は満鉄が占領初期からすでに開始していた³⁷⁾。

石炭の開発は「(1)北支石炭資源の支配力を確保すること、(2)日本に対し其の不足量を十分に補給し得ること、即ち日本に於ける供給不足に基く炭価暴騰の傾向に対し、北支炭を以て正常なる価格決定の基礎となす程度の統制性を持たしむること、(4)開発資金は可及的小額に留めること」³⁸⁾を基本方針とした。経営形態はこのような基本方針を実現し、しかも「充分なる実行力を伴うこと、即ち緊急開発の必要を満す」³⁹⁾ものであることが要求され、「一業一社主義」及び「一業数社主義」の長短が比較検討された。その結果、経営形態は「一業一社主義」を原則とするが、後者のメリットを取入れ、「一社経営の下に各炭鉱

35) 満鉄調査部編、前掲書、304ページ。

36) 同上、296-97ページ。

37) 満鉄は軍が接収した鉄道の復旧・整備作業を軍事的侵略の開始と同時に開始し、次表のように、1938年下半年期には日中戦争前の80%余まで回復した。39年4月以降、満鉄に代って華北交通(株)が交通網の復旧・整備を担当するが、本社の担い手は満鉄であった(公称資本金3億円、うち北支那開発(株)1億5千万円(接収資産の現物出資)、満鉄1億2千万円、臨時政府)3千万円)。本社の経営方針は既設線の復旧・改修を中心とする「改主建従主義」を原則とし、1945年3月末現在の営業キロ数7378キロのうち新設線は約15%、1148キロにすぎなかった。

38) 満鉄調査部編、前掲書、334-35ページ。

39) 同上、335ページ。

中国北部占領地域の鉄道の復旧状況

日中戦争前	6,230キロ
1937年下半年期	2,736
1938年上半年期	4,075
“ 下半年期	5,020
1939年上半年期	6,258
“ 下半年期	5,510
1940年上半年期	5,530
1945年3月末現在	7,378

満鉄調査部編『支那経済年報』昭和15年版、218-19ページ、閉鎖機関整理委員会編、前掲書、337ページより作成。

地区に一系統の人員を配置する人的ブロックを認⁴⁰⁾めるものとなる。これは「一業一社主義」の最大の欠陥である「企業心を捕捉し得ず、単なる資本の集合に止り、動もすれば人的和合を欠き、寄合世帯の弊に陥り、経営に対する十分なる熱意を期し得ざる点⁴¹⁾を「一業数社主義」のメリットを加味して補おうとしたものである。「一業数社主義」は開発の統制・計画性に難点があるが、「各業者、各地域に割拠し自己の責任に於て自由活動をなし得ることに依り、其の熾烈なる企業心を利用」し、「各資本家は各其の既成母体を可及的に利用し、資本の積極的進出を期し得るは勿論、技術者、器材の調達、融通に関しては極力を注⁴²⁾ぎ、緊急開発を達成することが期待できると考えられたからである。

だが、このような開発体制は「企業心」を必ずしも満たすものではなく、緊急開発の要請に必ずしも答えるものではなかった。なぜなら、まず第一に、緊急開発の為には「有力炭鉱業者」の総動員が必要であるにもかかわらず、ブロック別の重点的开发は動員される炭鉱業者を制限せざるを得ない。第二に、開発担当者の選別とブロックの割当が不可欠であり、開発の受託をめぐる炭鉱業者相互の利害対立が激化し、選別と割当の円滑な遂行を困難にせざるを得ないことである。第三に、開発担当者には「各炭鉱の条件に合致すべき様の能率査定法を定め、某程度の賞与主義を採用し、経営内競争に依り経営に対する刺激⁴³⁾を与える方針であったが、炭鉱業者が要求するものは重要鉱区の独占とそれによる長期の独占の超過利潤であって、安定した委託料収入やその割増金の保証によって「企業心」や「経営内競争」を刺激することができるかどうか疑問である。第四に、各開発担当者には開発の自主性が与えられるが、それは割当られたブロック内に限られたものであり、販売権は全く与えられていないことである。なお、計画立案過程で、「出資者は技術並機械を伴ひ来る者たる

40) 同上、336ページ。

41) 同上、335ページ。

42) 同上、335-36ページ。

43) 同上、336ページ。

ことを原則⁴⁴⁾とされ、独占的炭鉱資本には重要鉱区の開発権を認めるが、中小零細資本の進出は制限される。また、「現地資金の参加は之を拒まざるものなるべく現物を以て為す範囲に止まらしめる⁴⁵⁾」として、現地資本の参加を形式的に認め現地徴発を合併事業形態で合法化する方針であった。

ところで、当該地域の民族系主要炭鉱は占領初期から軍に接収され、軍の管轄下に委託経営されていた。委託経営には、満鉄が受託した大同・下花園炭鉱を除いて、興中公司を総括的管理機関とし、三井鉱山・三菱鉱業・貝島炭鉱・明治鉱業・大倉鉱業が協力会社として参加し、復旧・開発を担当していた（これを協力会社制度と称す）。「一業一社主義」を原則とするブロック別の開発体制は実質的には軍管理炭鉱の委託経営—協力会社制度として占領初期からすでに実行に移されていたと言える。だが、協力会社制度は軍事的要請に即応した開発を実現できず、緊急対策として「地域的責任者制度」が1938年7月に提起されることになる。

協力会社制度が緊急開発を達成し得ない理由として挙げられているのは次の2点である。一つは「(総括的管理機関である—引用者) 興中公司自体には一箇の技術もなく、且其の積極的なる資材調達能力に関しても必ずしも充分なりと称し得ざる」こと、もう一つは「興中公司の構成部隊たる協力者にも亦積極的な開発の熱意なき⁴⁶⁾」ことである。ここで留意すべきは後者である。協力会社が積極的な開発意欲を示さないのは、協力会社制度の下では各々の協力会社には「将来の進出に対する何等の保障もなく、単に興中公司の保護管理に犠牲的に奉仕し居る⁴⁷⁾」ような状況であったからである。しかも、「一業一社主義」はこのような現実に存在する資本の不満に答えるものではなかったことは上記の通りである。協力会社制度は臨時的応急的措施として導入されたものであり、協力会社の「企業心」を阻害したものは協力会社制度そのものよりもむしろ立案

44) 第2回炭業部門関係者会議(1938年4月28日)に於いて決定(同上、352ページ)。

45) 同上、304ページ。

46) 同上、339ページ。

47) 同上。

中の「一業一社主義」にその原因があったものと考えられる。先に示したように、財界の代表者が当該地域開発計画の立案及び監督・統制機構に合法的に参加するのは興亜院の設置以降であり⁴⁸⁾、この緊急対策が提起された当時には計画立案過程への参加を制度的に保証されてはいなかった。一種の「生産サボタージュ」はこのような条件下に於いて金融資本が自己の要求を開発計画に盛り込ませる為の一つの手段として行使されたものと考えられる。第4表に示したように、石炭の生産計画達成率が第一期の中で38年度が最も低いのはこのような事情を反映するものであろう。

では、緊急対策案として提起された「地域的責任者制度」とはどのようなものか。これは「地域的責任者に……生産並販売を委ねるの外自己の責任及計算に於て資材・人材等一切の準備を行はしめ、将来之が経営に対し(其の業績如何に依り)優先権を与ふることを予約」⁴⁹⁾するものであり、ブロック毎に独立の炭鉱会社を設立する「一業数社主義」への転換を意味する。「地域的責任者」には生産・販売を一貫する「営業の自由」・「将来の進出」に対する保証を与えるものであり、資本の要求に全面的に沿った内容であることが解る。

III 石炭資源・市場の独占と「統合調整」

「地域的責任者制度」に基づく開発体制の確立は、開発担当者の選別とブロックの割当及び石炭販売会社設立問題に直面して、計画より大幅に遅れることになった。まず、前者から検討したい。

北支那開発(株)の統制下に開発する炭鉱は年産50万トン以上を標準とし、これに対し輸出に便利な地理的条件の恵まれたものを加え、その他の外資系炭鉱及び年産30万トン程度以下の小規模炭鉱は統制外とし、「漸次下請炭鉱」と

48) 興亜院設置以前には興中公司の顧問として川田順(住友合資会社理事)、村田省蔵(大阪商船社長)、公森太郎(日本興業銀行理事)、三宅川百太郎(三菱商事会社顧問)、島田勝之助(三井合名会社常任理事)等が参加していた(陳真他編「中国近代工業史資料(第二輯)」依田憲家編、前掲書、118ページ)。

49) 満鉄調査部編、前掲書、339ページ。

する方針であった⁵⁰⁾。前者に属する大同・井陘・正豊・磁県・中興・華宝・華豊・博山・淄川・章邱・西山・東山・陽泉・寿陽等の主要炭鉱は「各地区毎に統合し、それぞれ独立会社を組織し、……北支那開發会社が親会社として出資し、内地有力炭鉱業者も資本的技術的に参加協力する建前」⁵¹⁾であった。38年7月に緊急対策案として「地域的責任者制度」が提起された時示されたブロッ

第6表 緊急対策案

ブ ロ ッ ク	責任者
(A) 蒙滙 (大同, 下花園)	満 鉄
(B) 膠濟線 (博山, 淄川, 章邱)	山東鉱業
(C) 津浦線 (中興, 華豊, 華宝)	未 定
(D) 正太線 (西山, 東山, 陽泉, 寿陽, 井陘, 正豊)	只島其の他
(E) 京漢線 (磁県, 六河溝, 憑心)	木 定

滿鉄調査部編, 前掲書, 339ページ。

クと担当者は第6表の通りである。この計画通りに実現しようとするれば、担当者未定の3ブロックに炭鉱業者を割当なければならない。しかも、三井鉱山等5社は占領初期から軍管理炭鉱の委託経営の形態で主要炭鉱の復旧・開発を担当していた。資本別の担当軍管理炭鉱を示せば次の通りである。大同・下花園炭鉱—満鉄, 中興炭鉱—三井鉱山, 華宝・華豊炭鉱—三菱鉱業, 井陘・正豊・六河溝炭鉱—只島炭鉱, 磁県・中和・怡立・永安炭鉱—明治鉱業, 陽泉・寿陽・西山・東山・軒崗鎮・富家灘・孝義・洪洞・价休炭鉱—大倉鉱業⁵²⁾。「地域的責任者制度」の実現はブロック割当の獲得をめぐる独占的炭鉱資本相互間及び三井鉱山等先発5社とその他の後発組の間の二重の利害対立の調整なくして困難である。結局、ブロックの割当は北支那開發(株)の設立までに行うことができず、翌39年2月にブロックを7つに分けることを決定し⁵³⁾、その具体的

50) 同上, 350-52ページ。

51) 北支那開發(株)企画部編, 前掲書, 39ページ。

52) 前掲拙稿「日本帝國主義下の中國に於ける軍管理工場と資源独占」, 70ページ。

53) 手塚正夫『支那重工業発達史』大雅堂, 1944年7月, 177ページ。

第7表 決定案

担当者	ブロック	鉱区
満鉄	大同ブロック	大同炭田一帯の鉱区
山東鉱業	膠済ブロック	山東省淄川・博山の鉱区を中心とした膠東・魯北一帯の鉱区
三井鉱山	中興ブロック	山東省中興炭鉱を中心とする鉱区
三菱鉱業	大汶口ブロック	山東省大汶口附近鉱区
明治鉱業	京漢ブロック	京漢線沿線河北省磁県・中和・怡立の諸炭鉱を含む鉱区
貝島炭鉱	井陘ブロック	河北省井陘・正豊及び河南省下河溝の諸炭鉱を含む鉱区
大倉鉱業	太原ブロック	山西省陽泉・寿陽・西山・東山・軒崗鎮・富家灘・孝洞・价休の諸炭鉱を含む鉱区

北支那開発(株)企画部編『北支開発事業の概観』47-48ページ、手塚正夫『支那重工業発達史』177-78ページより作成。

調整は興亜院華北連絡部(39年3月設置)の下で行われることになった⁵⁴⁾。

最終的に決定されたブロック・主要炭鉱及び担当者を示せば第7表の通りである。決定案の担当者の選別とブロック割当の基準は、上記の軍管理炭鉱の受託関係と対比すれば明らかなように、協力会社制度である。臨時的・急ぎの措置であった協力会社制度が「地域的責任者制度」に再編成され、協力会社の「営業の自由」・鉱業権に対する優先権が新しい形態で公認されることになったのである。協力会社制度が開発計画立案時に現実に存在していたことを考慮の外に置けば、このようなブロック割当の調整は1938年7月以降開始され、その過程で三井鉱山・三菱鉱業等が新たに重要炭鉱を独占していったかのような誤解が生じることになる⁵⁵⁾。だが、実際には、三井鉱山・三菱鉱業等は興中公司の協力会社として占領初期から重要炭鉱の独占の為の布石を打っていたのである。協力会社の割当は興中公司の依頼を受けた日本石炭鉱業連合会に於いて調整されたのであり⁵⁶⁾、中国北部占領地域の石炭に関しては占領初期から資源カルテルが形成されていたと言える。興亜院華北連絡部によるブロック割当の調整は、

54) 小林英夫、前掲論文、17ページ。

55) 小林英夫氏も既成財閥の当該地域の石炭資源の独占の開始の契機を北支那開発(株)の設立による政府信用の付与に求められている(同上、18ページ)。

56) 新宮健二『北支基礎産業の再編成とその現状』1941年9月、3ページ。

第8表 ブロック別炭鉄会社設立計画

ブロック	会社名	公称資本金	株主構成	カッパ内出資比率(%)
中興	中興炭鉄	20,000	北支那(30) 三井鉱山(20)	臨時政府(50)
大汶口	大汶口炭鉄	15,000	北支那(30) 三菱鉱業(20)	臨時政府(50)
井陘	井陘煤鉄	20,000	北支那(30) 貝島炭鉄(20)	臨時政府(50)
磁県	磁県炭鉄	10,000	北支那(30) 明治鉱業(20)	臨時政府(50)
太原	山西炭鉄	50,000	北支那(30) 大倉鉱業(20)	臨時政府(50)
大同	大同炭鉄	60,000	北支那(25) 満鉄(25)	蒙疆政府(50)
山東	山東鉄業	10,000	北支那(50) 山東鉄業(50)	

新宮健二『北支基礎産業の再編成と其の現状』4-5ページ、北条秀一「北支経済建設の現状と将来」山口高等商業学校東亜経済研究会編『支那経済年報』昭和51年版、155-56ページより作成。

単に強力な権限を集中しているだけでなく、資源カルテルの存在を前提としてはじめて可能となったと考えられる。

炭鉄会社はブロック毎に北支那開発(株)・各炭鉄資本及び現地資本の共同出資で設立される。ブロック毎の会社設立計画を示せば第8表の通りである。山東鉄業を除いて⁵⁷⁾、傀儡政権である「臨時政府」や「蒙疆政府」が50%の出資を予定しているのは、中華民国「鉱業法」(民国19年5月26日公布)の外資規制の規定に則した合弁事業の形式を取ることで炭鉄の暴力的掠奪を合法化し、民族資本家の反発を和らげることを意図するものである。だが、合弁相手が傀儡政権であることは民族資本家の買弁資本家への組織化の失敗を示している。

北支那開発(株)との合弁形態で進出した炭鉄資本は、三井鉱山等の先発5社以外では、住友鉱業のみである。住友鉱業が鉱業権を獲得した大青山炭鉄(綏遠省固陽県石拐溝炭田を中心とする大青山一帯の鉱区、公称資本金2千万円、「蒙疆政府」1千万円、北支那開発(株)5百万円、住友鉱業5百万円)は日中戦争前の出炭高が数万トン程度の小規模なものであるが⁵⁸⁾、北支那開発(株)による資金

57) 山東鉄業に現地資本の参加が予定されていないのは、本社が日中合弁炭鉄に対する投融資・経営の監督を主要な業務とするからである。なお、本社は山東省の諸炭鉄(第一次大戦によりドイツから鉱業権獲得)に対する投資を目的として満鉄を中核に(満鉄の出資率54.6%)、大倉組・三井・三菱・住友等の共同出資で1923年5月に設立されたが(野田経済研究所、前掲書、602ページ)、満鉄の持株が北支那開発(株)に譲渡され後者の子会社に再編成された。

58) 満鉄産業部編『北支那経済綜観』日本評論社、1938年5月、436-37ページ。

・資材の優先的割当、華北交通(株)による大青山線の建設(包頭—石拐子間40キロ)等により開発条件が整備された。主要炭鉱を中心とする重点的開発・鉄道建設の「改土建従主義」の原則に反する同炭鉱の開発は、三大財閥の一つとしての住友の実力を示すものであろう。

上記のブロックに含まれない諸炭鉱のうち、焦作・憑心・柳泉炭鉱及び太平洋戦争突入後接収したイギリス系開灤炭鉱は北支那開発(株)の直営事業になるが、この点は後述する。本社の直接の統制を受けない諸炭鉱は次の炭鉱諸資本に委託された。長城炭鉱(河北省臨榆県)—東洋拓殖(株)、柳江炭鉱(同)—日支炭鉱汽船(株)、齋堂炭鉱(河北省宛平県)—日本鉱業(株)、門頭溝炭鉱(同)—河南工業(株)、坨里炭鉱(河北省房山県)—野上鉱業(株)、湯陰炭鉱(河南省)—鐘淵炭業(株)、下花園炭鉱(蒙疆)—久原鉱業(株)、上花園炭鉱(同)—東満州鉱業、である⁵⁹⁾。

次に、販売会社設立問題を検討したい。これは「一業数社主義」の導入に伴う「炭鉱統制上の欠陥」⁶⁰⁾を流通面から調整しようとする北支那開発(株)と生産・販売を一貫する「営業の自由」を要求する独占的炭鉱資本との対立である。北支那開発(株)の石炭販売会社設立案は(1)資本金2000万円、北支那開発(株)と各炭鉱会社の折半出資、2分の1払込み、(2)各炭鉱会社が生産する石炭は全て会社の委託販売、(3)会社の販売政策を通じて北支炭鉱の開発の一元的統制を図る、というものである。これに対して、三井鉱山・三菱鉱業・貝島炭鉱・明治鉱業・大倉鉱業の関係5社は「販売の一元的統制に反対し、生産部面に於けると同様販売部面に於いても多元主義を主張し」、5社連名を以て興亜院に次のような販売会社案を提示した。それは、(1)各炭鉱会社が資本の大部分を出資

59) 手塚正夫、前掲書、180-81ページ。

60) 日本金融資本が最も望んだ炭種は製鉄用強粘結炭であるが、現地住民は粘結炭を燃料用として消費し、家庭燃料用炭の石炭消費に占める比率がきわめて大きかった(1934年で50%、李振東「支那に於ける石炭の消費状況」『石炭時報』第14巻第6号、484ページ)。強粘結炭を日本に供給する為に、現地住民の強粘結炭の消費を制限し、代りに燃料用炭を配給する等の操作が行われた(小川弥太郎「北支蒙疆の石炭事情」『日滿支石炭時報』第13号、13ページ)。また、物価・賃銀の騰貴の為に中国炭の原価が日本炭に比べて必ずしも割安ではなくなった為に、現地配給炭の価格を引上げて対日供給価格を引下げる等の措置がとられた(手塚正夫、前掲書、194ページ)。

し、残りの一部を北支那開発に割当てる、(2)販売会社の事業は各炭鉱の生産する石炭の販売標準値段の決定、北支炭の配給計画の立案などに限定、(3)販売そのものは各炭鉱会社自身の手で行い、「生産販売の一貫経営による利潤」の確保を図るものである⁶¹⁾。

両案の調整は興亜院を通じて行われたが、販売会社として華北石炭販売股份有限公司が設立された

のはようやく1940年11月になってからである⁶²⁾。会社は興中公司の石炭販売部(取扱炭④受託経営中の軍管理炭鉱の出炭分、⑤「蒙疆政府」から配給委託された蒙疆炭、⑥買付炭)の事業を継承して設立され⁶³⁾、公称資本金2000万円、株主構成は第9表の通りである。会社の事業は(1)北支地売炭の受託または買取販売、(2)北支向蒙疆炭の受託または買取販売、(3)輸移出炭の受託または買取販売である。基本的には北支那開発案(株)が採用され、会社を通じて「北支炭を統制価格の下に一元的に配給」し得る体制が確立した⁶⁴⁾と言えるが、このことが直ちに関係炭鉱会社の「営業の自由」・独占的利潤の獲得を必ずしも制限するものではない。なぜなら、まず第一に、関係5社の持株数は北支那開発(株)のそれを超え、買入価格の決定等会社の経営に於ける主導権を確保していることである。会社の「株主は1株に付1箇の議決権を有」(同公司定款第二十条)するうえ、全株主が董事(理事)であった⁶⁵⁾。第二に、会社の設立によって販売リスク

第9表 華北石炭販売股份有限公司の株主構成 (単位千円)

株主	公称資本金	払込済資本金
北支那開発(株)	5,800	4,350
華北政策委員会	5,400	4,050
井陘煤鉱	3,000	2,250
三井鉱山	1,325	993
三菱鉱業	1,325	993
明治鉱業	1,325	993
大倉鉱業	1,325	993
貝島炭鉱	500	375
計	20,000	15,000

藤田武夫「戦時下の国家投資」『立教経済学研究』第12巻第2号、137ページ(1944年末現在)。

61) 前掲『北支経済年報』昭和15年版、119-20ページ。

62) 北支那開発(株)企画部編、前掲書、27ページ。

63) 同上、53ページ。

64) 前掲『支那経済年報』昭和15年版、120ページ。

65) 『日滿支石炭時報』第15号、108ページ。

が軽減されるようになったことである。会社の業務として北支那開発(株)案にはなかった買取販売が会社の業務として認められているが、現地の治安状態、輸送力不足の為に採掘された石炭が山元や港湾に放置されることが少なくなかったこと⁶⁶⁾、物価・賃銀の騰貴による石炭の生産費の昂騰の為に中国炭が日本炭と比べて必ずしも割安ではなくなったこと等を考慮すれば、公司による一括買上は販売統制よりもむしろ販売リスクを大幅に軽減するものである。公司の買取販売価格は「各炭鉱別にその特殊事情を考慮して夫々買上価格を決定し、買取った石炭はプール制により別個に販売価格を決定」する「プール平準価格制」⁶⁷⁾が採用され、買上価格は山元原価に所要金利・償却費・利潤を加算して算出された⁶⁸⁾。第三に、公司は石炭の対日供給と地場消費に対する割当を調整するが、三井鉱山等は公司の販売独占権を通じて現地石炭市場を独占することになったことである。

「一業教社主義」に基づく開発体制の確立は、以上のような独占的炭鉱資本相互の利害対立や統制と「営業の自由」の調整が難行し、大幅に遅れることになった。1941年3月までに設立された炭鉱会社は井陘煤鉄股份有限公司(井陘ブロック、1940年7月)と大同炭鉄(株)(大同ブロック、1940年)のみであった⁶⁹⁾。その他は軍管理炭鉄のまま興中公司を中心に依然として委託管理されていた。興中公司を中心とする軍管理炭鉄の委託経営は、華北石炭販売股份有限公司の設立を契機に興中公司が解消されることになったので、軍管理の形式のまま「本格的会社経営に移すための前提的措置として、……内地側協力会社と北支那開発会社の折半出資による組合形態を以て……各炭業所を組織し、興中公司より受託管理替」⁷⁰⁾えする有様であった。

また、7ブロックに属さない主要炭鉄のうち焦作・憑心・柳泉・新泰及び開

66) 手塚正夫、前掲書、184ページ。

67) 同上、181-82ページ。

68) 小川弥太郎、前掲論文、17ページ。

69) 北支那開発(株)企画部編、前掲書、47ページ。

70) 同上。なお、当初計画では、興中公司は北支那開発(株)設立と同時に後者に吸収解組される予定であった(閉鎖機関整理委員会編、前掲書、320ページ)。

瀋炭鉱は北支那開発(株)の直営事業となり、各々北支那開発(株)全額出資の焦作(憑心炭鉱を含む)・柳泉・新泰・開灤鉱業所が設立された。北支那開発(株)は、設立当初、投資及び融資の金融業務のみを行い、直営事業を行わない方針であったが、1942年3月6日の本社法の一部改正によって本格的に直営事業を行えるようになった。政府委員及川源七はその理由を「此の爲め(直営事業を行えない為一引用者)、北支那開発促進上遺憾な点が往々にして存したのでありますから、此の際……所定の自営事業を爲し得るよう爲したい⁷¹⁾(傍点一引用者)と、述べている。どのような支障があったのか具体的に述べていないが、協力会社の生産サボタージュ

、独占的炭鉱資本の総動員と鉱区割当とが利権争いに直面して円滑に進まなかったこと、販売会社設立問題にみられる統制と「営業の自由」の調整の難行、開発主体である炭鉱会社それ自体の設立の遅延等を指しているものと考えられる。なお、イギリス系の開灤炭鉱が本社の直営となった背景には同炭鉱の鉱業権の譲渡・買収契約の未成立が大きな要因としてさらに存在していたものと考えられる⁷²⁾。

最後に、北支那開発(株)の炭鉱会社に対する投融資額を示せば第10表の通りである。満鉄や北支那開発(株)の担当する山東炭業・大同炭鉱・開灤鉱業所の3社で半分以上を占めている。資金の割当状況は採炭成績を反映している

第10表 炭鉱会社に対する投融資(単位千円)

会社名	投融資額
山東炭業	146,997
開灤鉱業所	119,000
大同炭鉱	87,000
井陘煤鉱	70,064
磁県炭鉱	57,913
山西炭鉱	55,600
焦作炭鉱鉱業所	52,551
大汶口炭鉱	38,291
中興炭鉱	22,140
新泰炭鉱鉱業所	13,900
大青山炭鉱	6,750
計	670,206

閉鎖機関整理委員会編、前掲書332-34ページ(1945年3月末現在)。

71) 「第79回帝国議会衆議院議事速記録」第7号『官報号外』1942年1月30日、106ページ。

72) 開灤炭鉱と対照的なのは井陘炭鉱である。同炭鉱は独中合弁事業であったが、興中公司是同炭鉱のドイツ側持分を日本側に譲渡する予備契約を1936年9月に、本契約を日中戦争勃発後の37年7月に締結し、同炭鉱の鉱業権を取得した(手塚正夫、前掲書、176ページ)。貝島炭鉱の同炭鉱への投資はこのような条件下で可能となったのである。

ものと考えられるから、このことは中国北部占領地域の開発は「社会資本」部門だけでなく資源開発部門さえも「国家資本」が中核とならざるを得なかったことを物語っていると言えよう。

結 語

小論では、日本帝国主義下の中国北部占領地域に於ける市場・資源独占をめぐる金融資本相互の独占的競争が北支那開発(株)を中軸とする投資・統制機構の中でいかに「統合調整」されていったか検討した。全般的な資金・資材・労働力の不足の下で、侵略戦争を遂行しながら重要軍需資源を開発するには金融資本の総動員が不可避的に要請されたが、それは金融資本相互の対立を必然的に激化させた。その「統合調整」が軍事的要請に即応した開発を行う為の前提条件であったのである。「統合調整」の体制は北支那開発(株)を中軸とする既存の投資・統制機構の再編・一元化、営業権・軍管理工場の集中、資材・労働力割当の調整、政府及び民間資金の集中的動員と割当、興亜院の設置による軍部・官僚・財界を三位一体とする監督機関の確立等により整備されたが、金融資本はこのような投資・統制機構の確立に対応してその中枢部を掌握するに至った。また、金融資本相互の利害対立の「統合調整」は権限の高度の集中性だけでなく、金融資本相互の独占的協定を前提としてはじめて可能となった。独占的協定は軍管理工場の委託管理を契機に占領初期から行われ、市場・資源の割当はそれを基準に「統合調整」されたのであった。北支那開発(株)は単なる半官半民の投資会社ではなく、同時に強制カルテルの推進機関であったと言えよう。

また、政府支配下の資金を出資や融資さらに信用保証の形態で運用する財政投融資は中国北部占領地域に於いては北支那開発(株)を媒介として行われ、財政投融資計画は占領初期に立案されていたが、それは金融資本の投資と一体化し、戦時財政危機の下で所要資金の調達を財閥系金融機関及び特殊銀行の金融力に依存していたが故に、金融資本の投資戦略と一致することによってはじめて

て実効性を有することができた。北支那開発(株)は営業権・軍管理工場の割当を梃子に、一方では中小零細資本の進出を抑制し、他方では「国家資本」を中心に交通・通信・発送電網を復旧・整備し、資金・資材・労働力を優先的に割当てて金融資本の投資の促進を図った。だが、計画された開発体制の確立は、金融資本相互の市場・資源をめぐる利害対立及び統制経済と「営業の自由」の調整が難行し、大幅に遅れることになった。開発体制が確立した時は、抗日戦線の反撃、輸送力・資材・食糧及び労働力不足の一層の激化により、新規の本格的な開発段階に移行することができず、資源開発部門でさえも「国家資本」が中核とならざるを得なかったのである。

小論では、中国北部占領地域に典型的にみられる金融資本相互の市場・資源独占をめぐる独占的競争と北支那開発(株)による「統合調整」の關係を中心に考察し、列国及び現地政府・資本との關係を取上げることができなかつた。これら三つの視角からの総合的分析は今後の課題としたい。(完) (1976. 2. 19)

(付記一小論は島恭彦教授の京都大学定年退官を記念して財政学研究会に於いて開始された共同研究「民主主義財政学の方法」の一つである。)